

香川県有料老人ホーム設置運営指導指針 6 既存建築物等の活用の場合の特例 (5) に規定する別に定める規模及び構造設備基準

香川県有料老人ホーム設置運営指導指針 6 既存建築物等の活用の場合の特例 (5) に規定する別に定める規模及び構造設備基準は次のとおりとする。

1. 「木造かつ平屋建て」以外の建物の取り扱いについて

「木造かつ平屋建て」以外の建物については、居室及び入居者の利用する設備を2階以上の階に設けない場合、若しくは、居室及び入居者の利用する設備のある階から、階段、滑り台等を使うことなく直接屋外に避難できる構造である場合に限り、「木造かつ平屋建て」の建物とみなして香川県有料老人ホーム設置運営指導指針6(2)の基準によることができる。

2. 一般居室の面積等について

一般居室は原則個室とすることとし、入居者1人当たりの床面積（面積の算定方法は、居室内に設置されている便所、洗面設備及び収納設備等の面積を除き、壁芯方法による。以下じ。）は10.65平方メートル（和室であれば概ね6畳）以上とすること。

3. 特例の適用範囲について

事業所の改築や移転の際には、1及び2の特例を適用しない。

4. 各基準における代替の措置等について

各基準において代替の措置等により基準を満たすとしているものについては、老人福祉法第29条第1項による届出の際に、その代替の措置等の具体的な内容についても併せて届出ること。

附 則

- 1 この基準は平成19年3月30日から施行する。

附 則

- 2 この基準は令和7年2月1日から施行する。